

平成20年第1回埼玉県後期高齢者
医療広域連合議会定例会 議案

平成20年2月13日開会

議案目次

| | | |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 議案第2号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 議案第3号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 議案第4号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| 議案第5号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| 議案第6号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 議案第7号 | 平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別冊 |
| 議案第8号 | 平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算・・・・・・・・ | 別冊 |
| 議案第9号 | 平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別冊 |

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を別紙のとおり制定する。

平成20年2月13日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき、後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が国から交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 平成20年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第99条第1項及び第2項に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合

(2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

第2条 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金条例の制定について
埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金条例を別紙のとおり制定する。

平成20年2月13日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

後期高齢者医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、保険給付費支払基金を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金条例

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、保険給付等に要する費用の不足額をうめるための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年2月13日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

郵政民営化法等の施行等に伴い、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公開」を「開示」に改める。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第1条に規定する日本郵政公社」を削る。

第11条第3項中「公開」を「開示」に改める。

第33条中「毎年1回」を「毎年度1回、」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議 案 第 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年2月13日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

郵政民営化法等の施行等に伴い、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

第39条第1項第1号中「及び第3項」を削る。

第48条第2項第2号中「又は第同条第4項第9号」を「又は同条第4項第9号」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議 案 第 5 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年2月13日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務制度が導入されたこと等に伴い、必要な事項を定めるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項
の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3
項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」と
いう。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることと
なった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤
務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短
時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた
短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者
が定める。

第3条第1項中「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）」を
「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権
者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容
に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるこ
とができる。」に改める。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育
児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間
を割り振るものとする。

第4条第2項本文中「8日の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等
にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）」に改め、同項た
だし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務
等の内容）」を加え、「8日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、8日
以上）」を加え、「割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週

間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第14条第1項第1号中「20日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 6 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連
合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年2月13日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務制度が導入されたこと等に伴い、必要な事項を定めるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（「育児休業法」という。）」の次に「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む）、第17条並びに第19条第1項及び第2項」を、「規定に基づき」の次に「、並びに同法を実施するため」を加える。

第2条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「、当該育児休業の承認が取り消された後」を「当該育児休業の承認が取り消された後」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条第4号中「育児休業を終了した時に」を「育児休業の終了時に」に改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を」を「職員が育児休業により養育している子

を当該」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)」に改め、同条を第7条とする。

第13条を第20条とする。

第12条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第5条」を「第12条」に改め、同条を第19条とする。

第11条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条中「勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する」を「勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の育児休業について定めた条例の例による」に改め、同条を第18条とする。

第10条の見出しを「(部分休業の承認)」に改め、同条中「、1日を通じて2時間(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第6号)第18条の規定その他これに相当する条例等の規定による育児休暇を承認されている職員については、2時間から当該職員の育児休暇に係る時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第17条とする。

2 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第5号)第33条の規定による育児休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第9条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を削り、同条第3号中「部分休業を」を「職員が部分休業により養育」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第9条を第16条とし、第7条の次に次の8条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (4) 育児短時間勤務の承認が、第12条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき4時間となるように勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき4時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員についての給与の取扱い)

第15条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の給与等について定めた条例の規定による。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

